

2006年5月22日

株式会社みずほフィナンシャルグループ

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月22日開催の取締役会において、平成18年6月27日開催予定の第4期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

定款一部変更の件

「会社法」(平成17年法律第86号)、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)、「会社法施行規則」(平成18年法務省令第12号)及び「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)が、平成18年5月1日に施行されたことなどに伴い、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 当社が設置する機関についての規定を新設するものであります。(変更案第4条、2頁)
- (2) 当社が株券を発行することを明確にするための規定を新設するものであります。(変更案第7条、2頁)
- (3) 自己の株式の市場取引等による取得を取締役会決議で行うことができるよう規定を新設するものであります。(変更案第8条、3頁)
- (4) 株主総会の招集地を「東京都区内」とする旨の規定を新設するものであります。(変更案第23条、9頁)
- (5) 株主総会参考書類等をインターネットにより提供することを可能にするための規定を新設するものであります。(変更案第25条、10頁)
- (6) 取締役の解任決議が普通決議とされたことを踏まえ、定足数を3分の1とする旨の規定を新設するものであります。(変更案第32条、11頁)
- (7) 社外取締役及び社外監査役との間に責任限定契約を締結することができる旨の規定を新設するものであります。(変更案第41条及び変更案第50条、13頁及び14頁。なお、第41条の新設につきましては、監査役全員の同意を得ております。)
- (8) 既に消却済の第二種から第三種まで及び第七種から第十種までの各種優先株式に係る規定を削除するとともに、その他の各種優先株式に係る諸規定について、会社法の種類株式の規定に沿って変更するものであります。(変更案第6条及び変更案第13条から第21条まで、2頁及び4頁から9頁まで)
- (9) 上記の他、会社法の条文及び用語に合わせて規定を整備するとともに、会社法施行に伴い不要となる規定の削除、条数の変更等、所要の変更を行うものであります。

変更の内容及び理由は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示す)

現行定款	変更案	変更の理由
(新設)	<p>(機 関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. 監査役</p> <p>3. 監査役会</p> <p>4. 会計監査人</p>	<p>会社法施行により当社が設置する機関についての規定を新設するものであります。</p>
(公告の方法) 第 4 条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。	(公告方法) 第 5 条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する <u>方法</u> により行う。	<p>会社法の条文および用語に合わせて規定を整備するものであります。</p>
(株式の総数) 第 5 条 当社が発行する株式の総数は、 <u>30,321,500 株</u> とし、 <u>その内訳は、次のとおりとする。ただし、株式の消却が行われた場合または優先株式につき普通株式への転換が行われた場合には、これに相当する株式の数を減ずる。</u>	(発行可能株式総数) 第 6 条 当社が発行可能株式総数は、 <u>29,698,500 株</u> とし、 <u>各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式の数を減ずる。</u>	<p>会社法の条文および用語に合わせて規定を整備するものであります。</p> <p>また、第二種、第三種および第七種から第十種までの優先株式の消却に伴い、発行可能株式総数を減ずるとともに、当該優先株式についての規定を削除するものであります。</p>
(新設)	(株券の発行) 第 7 条 当社は、株式に係る株券を <u>発行する。</u>	<p>会社法施行により当社が株券を発行することを明確にするための規定を新設するものであります。</p>

現行定款	変更案	変更の理由
<p>(株式の買受けまたは消却)</p> <p>第6条 当社が自己株式を買受けまたは消却するときは、普通株式または各種の優先株式のうち、いずれかまたは複数の種類につき行うことができる。</p>	<p>(削除)</p>	<p>会社法の条文および用語に合わせて規定を整備するものであります。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(自己の株式の取得)</p> <p>第8条 当社は、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって、市場取引等により自己の株式を取得することができる。</p>	<p>将来の機動的な資本政策の実施に備え、自己の株式の市場取引等による取得を取締役会決議で行うことができるよう規定を新設するものであります。</p>
<p>(端株の買増し)</p> <p>第6条の2 端株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する端株と併せて1株となるべき端株を売り渡すべき旨を当社に請求することができる。</p>	<p>(端株の買増し)</p> <p>第9条 (現行のとおり)</p>	
<p>(基準日)</p> <p>第7条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p>	<p>(基準日)</p> <p>第10条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>(現行のとおり)</p>	<p>会社法の条文および用語に合わせて規定を整備するものであります。</p>
<p>(名義書換代理人)</p> <p>第8条 当社は、株式および端株につき名義書換代理人を置く。</p> <p>名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</p>	<p>(株主名簿管理人等)</p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p>	<p>会社法の条文および用語に合わせて規定を整備するものであります。</p>

現行定款	変更案	変更の理由
<p>当社の株主名簿、<u>端株原簿および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、端株原簿の記載または記録、端株の買取りおよび買増し、その他株式および端株に関する事務は、これを名義書換代理人に取り扱わせ、当社においては取り扱わない。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>当社の株主名簿、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置き、その他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <hr/> <p>当社は、<u>端株につき名義書換代理人を置き、前二項に準じて取り扱う。</u></p>	
<p>(株式取扱規程)</p> <p>第9条 当社の株券の種類ならびに<u>株式の名義書換、端株原簿の記載または記録、端株の買取りおよび買増し、その他株式および端株に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p>第12条 当社の株券の種類、<u>株主名簿および端株原簿の記載または記録、端株の買取りおよび買増し、その他株式および端株に関する取扱いおよび手数料ならびに株主の株主総会に係る請求または通知の方法は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p>	<p>会社法の条文および用語に合わせて規定を整備するものであります。</p> <p>なお、株主総会に係る請求または通知の方法については株式取扱規程によることといたします。</p>
<p>(優先配当金)</p> <p>第10条 当社は、<u>利益配当金</u>については、優先株式を有する株主(以下「優先株主」という。)または優先株式の登録質権者(以下「優先登録質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)普通株式の登録質権者(以下「普通登録質権者」という。)または普通株式の端株主に先立ち、それぞれ次に定める額の<u>利益配当金</u>(以下「優先配当金」という。)を支払う。ただし、当該営業年度において第11条に定める優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p> <p><u>第二種の優先株式</u></p> <p>1株につき 8,200円</p> <p><u>第三種の優先株式</u></p> <p>1株につき 14,000円</p> <p><u>第四種の優先株式</u></p> <p>1株につき 47,600円</p>	<p>(優先配当金)</p> <p>第13条 当社は、第52条に定める<u>剰余金の配当</u>については、優先株式を有する株主(以下「優先株主」という。)または優先株式の登録株式質権者(以下「優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)または普通株式の端株主に先立ち、それぞれ次に定める額の<u>金銭による剰余金の配当</u>(以下「優先配当金」という。)を行う。ただし、当該事業年度において第14条に定める優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p> <p><u>第四種の優先株式</u></p> <p>1株につき 47,600円</p> <p><u>第六種の優先株式</u></p> <p>1株につき 42,000円</p> <p><u>第十一種の優先株式</u></p>	<p>会社法の条文および用語に合わせて規定を整備するものであります。</p> <p>また、第二種、第三種および第七種から第十種までの優先株式の消却に伴い、当該優先株式についての規定を削除するものであります。</p>

現行定款	変更案	変更の理由
<p>第六種の優先株式 1株につき 42,000円</p> <p>第七種の優先株式 1株につき 11,000円</p> <p>第八種の優先株式 1株につき 8,000円</p> <p>第九種の優先株式 1株につき 17,500円</p> <p>第十種の優先株式 1株につき 5,380円</p> <p>第十一種の優先株式 1株につき年50,000円を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額</p> <p>第十二種の優先株式 1株につき年50,000円を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額</p> <p>第十三種の優先株式 1株につき年100,000円を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額</p> <p>ある営業年度において、優先株主または優先登録質権者に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。</p> <p>優先株主または優先登録質権者に対しては、優先配当金を超えて利益配当を行わない。</p>	<p>1株につき年50,000円を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額</p> <p>第十二種の優先株式 1株につき年50,000円を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額</p> <p>第十三種の優先株式 1株につき年100,000円を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額</p> <p>ある事業年度において、優先株主または優先登録株式質権者に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</p> <p>優先株主または優先登録株式質権者に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。</p>	
<p>(優先中間配当金)</p> <p>第11条 当社は、中間配当については、優先株主または優先登録質権者に対し、普通株主、普通登録質権者または普通株式の端株主に先立ち、前条第1項本文で定める額の2分の1の金銭(本定款において「優先中間配当金」という。)を支払う。</p>	<p>(優先中間配当金)</p> <p>第14条 当社は、第53条に定める中間配当については、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主、普通登録株式質権者または普通株式の端株主に先立ち、前条第1項本文で定める額の2分の1の金銭による剰余金の配当(本定款において「優先中間配当金」という。)を行う。</p>	<p>会社法の条文および用語に合わせて規定を整備するものであります。</p>

現行定款	変更案	変更の理由
<p>(残余財産の分配)</p> <p>第12条 当社は、残余財産の分配については、優先株主または優先登録質権者に対し、普通株主、普通登録質権者または普通株式の端株主に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭を支払う。</p> <p><u>第二種から第四種までおよび第六種から第八種までの優先株式</u> 1株につき200万円</p> <p><u>第九種および第十種の優先株式</u> 1株につき125万円</p> <p>第十一種から第十三種までの優先株式 1株につき100万円</p> <p>優先株主または優先登録質権者に対しては、前項のほか残余財産の分配を行わない。</p>	<p>(残余財産の分配)</p> <p>第15条 当社は、残余財産の分配については、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主、普通登録株式質権者または普通株式の端株主に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭を支払う。</p> <p>第四種および第六種の優先株式 1株につき200万円</p> <p>第十一種から第十三種までの優先株式 1株につき100万円</p> <p>優先株主または優先登録株式質権者に対しては、前項のほか残余財産の分配を行わない。</p>	<p>会社法の条文および用語に合わせて規定を整備するものであります。</p> <p>また、第二種、第三種および第七種から第十種までの優先株式の消却に伴い、当該優先株式についての規定を削除するものであります。</p>
<p>(議決権)</p> <p>第13条 優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先株主は、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より優先配当金を受ける旨の決議ある時までには議決権を有する。</p>	<p>(議決権)</p> <p>第16条 (現行のとおり)</p>	
<p>(優先株式の併合または分割、新株引受権等)</p> <p>第14条 当社は、優先株式について、株式の併合または分割を行わない。</p> <p>当社は、優先株主に対しては、<u>新株の引受権、新株予約権の引受権、新株予約権付社債の引受権</u>または分離して譲渡することができる新株予約権および社債の引受権を与えない。</p>	<p>(優先株式の併合または分割、株式無償割当て、募集株式等の割当てを受ける権利等)</p> <p>第17条 当社は、優先株式について、<u>株式の併合または分割を行わず、また優先株主に対しては、株式無償割当てを行わない。</u></p> <p>当社は、優先株主に対しては、<u>募集株式、募集新株予約権、新株予約権付社債または分離して譲渡することができる募集新株予約権および社債の割当てを受ける権利</u>を与えず、<u>新株予約権の無償割当ては行わない。</u></p>	<p>会社法の条文および用語に合わせて規定を整備するものであります。</p>

現行定款	変更案	変更の理由
<p>(優先株式の買受けまたは消却)</p> <p>第15条 <u>当社は、いつでも優先株式を買受け、これを保有し、または株主に配当すべき利益をもって当該買入価額により消却することができる。</u></p> <p><u>前項に基づく優先株式の買受けまたは消却は、各種の優先株式のうち、いずれか一または複数の種類につき行うことができる。</u></p> <p>当社は、第四種および第六種から第八種までの優先株式については、<u>商法第353条の規定による株主総会の決議で承認された株式交換契約書にそれぞれ定める時期および償還価額で、当該優先株式の全部または一部を強制償還することができる。</u></p> <p>当社は、第十二種および第十三種の優先株式については、<u>発行に際して取締役会の決議でそれぞれ定める時期および償還価額で、当該優先株式の全部または一部を強制償還することができる。</u></p> <p>前二項に基づき、いずれかの種類の優先株式の一部償還をするときは、<u>抽選その他の方法により行う。</u></p>	<p>(優先株式の取得)</p> <p>第18条 (削除)</p> <p>(削除)</p> <p>当社は、第四種および第六種の優先株式については、<u>旧商法第353条の規定による株主総会の決議で承認された株式交換契約書にそれぞれ定める時期および償還価額で、当該優先株式の全部または一部を強制償還することができる。</u></p> <p>当社は、第十二種および第十三種の優先株式については、<u>発行に際して取締役会の決議でそれぞれ定める時期以降、株主総会の決議で別に定める日に、発行に際して取締役会の決議でそれぞれ定める取得価額で、当該優先株式の全部または一部を取得することができる。</u></p> <p>前二項に基づき、いずれかの種類の優先株式の一部を取得するときは、<u>抽選または按分比例の方法により行う。</u></p>	<p>会社法の条文および用語に合わせて規定を整備するものであります。</p> <p>なお、第十二種および第十三種の優先株式の取得日については株主総会にお諮りする旨を明確化いたします。</p>
<p>(普通株式への転換)</p> <p>第16条 <u>第二種、第三種および第七種から第十種までの優先株主は、商法第353条の規定による株主総会の決議で承認された株式交換契約書に定める転換を請求し得べき期間中、当該優先株式の普通株式への転換を請求することができる。当該優先株式1株の転換により発行する普通株式の数(以下「転換比率」という。)等の転換の条件は、当該株主総会決議で定める。</u></p> <p>第十一種および第十二種の優先株主は、<u>発行に際して取締役会の決議で定める転換を請求し得べき期間中、当該</u></p>	<p>(優先株式の取得請求)</p> <p>第19条 (削除)</p> <p>第十一種および第十二種の優先株主は、<u>発行に際して取締役会の決議で定める取得を請求することができる期間</u></p>	<p>会社法の条文および用語に合わせて規定を整備するものであります。</p> <p>また、第二種、第三種および第七種から第十種までの優先株式の消却に伴い、当該優先株式についての規定を削除するものであります。</p>

現行定款	変更案	変更の理由
<p>優先株式の普通株式への転換を請求することができる。転換比率等の転換の条件は、当該取締役会決議で定める。</p>	<p>(以下「取得請求期間」という。)中、当会社に対して当該優先株主の有する優先株式の取得を請求することができる。当会社は、当該優先株式を取得することと引換えに当該優先株主に対して当会社の普通株式を交付することとし、当該優先株式1株の取得請求により交付する普通株式の数等の取得の条件は、当該取締役会決議で定める。</p>	
<p>(一斉転換)</p> <p>第17条 <u>転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかった第二種、第三種および第七種から第十二種までの優先株式は、同期間の末日の翌日(以下「一斉転換日」という。)をもって、優先株式1株の払込金相当額(ただし、第二種、第三種および第七種から第十種までの優先株式については、それぞれ次に定める金額とする。)を、普通株式の時価で除して得られる数の普通株式に転換される。ただし、普通株式の時価は、一斉転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とし、その計算は十円の位まで算出し、その十円の位を四捨五入する。</u></p> <p><u>第二種、第三種、第七種および第八種の優先株式</u></p> <p style="padding-left: 40px;">1株につき 200万円</p> <p><u>第九種および第十種の優先株式</u></p> <p style="padding-left: 40px;">1株につき 125万円</p> <p>前項の普通株式の数は、それぞれ次に定める数を上限とする。</p> <p><u>第二種および第三種の優先株式 3.137株</u> <u>ただし、普通株式の併合または分割が行われた場合には、当該併合または分割前の上限の株式の数に、普通株式1株の併合または分割後の株式の数を乗じた数を、当該併合または分割後の上限の株式の数と</u></p>	<p>(優先株式の一斉取得)</p> <p>第20条 <u>当会社は、取得請求期間中に取得請求のなかった第十一種および第十二種の優先株式を、同期間の末日の翌日(以下「一斉取得日」という。)をもって取得し、これと引換えに当該優先株式の優先株主に対して当会社の普通株式を交付する。この場合、当該優先株式1株の取得と引換えに交付する普通株式の数は、当該優先株式1株の払込金相当額を当会社の普通株式の時価で除して得られる数とする。ただし、普通株式の時価は、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とし、その計算は十円の位まで算出し、その十円の位を四捨五入する。</u></p> <p>前項の普通株式の数は、<u>第十一種および第十二種の優先株式1株の払込金相当額を発行に際して取締役会の決議で定める下限取得価額で除して得られる株式の数を上限とする。</u></p>	<p>会社法の条文および用語に合わせて規定を整備するものであります。</p> <p>また、第二種、第三種および第七種から第十種までの優先株式の消却に伴い、当該優先株式についての規定を削除するものであります。</p>

現行定款	変更案	変更の理由
<p>する。</p> <p><u>第七種および第八種の優先株式 200 万円を当初の転換比率で除した額の 60 パーセントに相当する金額（その計算は十円の位まで算出し、その十円の位を四捨五入する。）で、200 万円を除して得られる株式の数</u></p> <p><u>第九種および第十種の優先株式 125 万円を 33 万1,000 円で除して得られる株式の数</u></p> <p><u>第十一種および第十二種の優先株式 優先株式 1 株の払込金相当額を発行に際して取締役会の決議で定める下限転換価額で除して得られる株式の数</u></p> <p>前二項の普通株式の数の算出に当たって 1 株の <u>100 分の1</u> に満たない端数が生じたときは、<u>商法に定める株式併合の場合に準じてこれを取り扱う。</u></p>	<p>前二項の普通株式の数の算出に当たって 1 株に満たない端数が生じたときは、<u>会社法第 234 条の規定によりこれを取り扱う。</u></p>	
<p>（優先順位）</p> <p>第 18 条 当社の発行する各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とする。</p>	<p>（優先順位）</p> <p>第 21 条 （現行のとおり）</p>	
<p>（招集の時期）</p> <p>第 19 条 当社の定時株主総会は、毎営業年度終了後 3 ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p>	<p>（招集の時期）</p> <p>第 22 条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p>	<p>会社法の条文および用語に合わせて規定を整備するものであります。</p>
<p>（新設）</p>	<p>（招集地）</p> <p>第 23 条 <u>株主総会は、東京都区内において招集する。</u></p>	<p>会社法施行により株主総会の招集地についての制限が見直されたことを踏まえ、「東京都区内」とする旨の規定を新設するものであります。</p>
<p>（招集権者および議長）</p> <p>第 20 条 株主総会は、取締役社長がこれを</p>	<p>（招集権者および議長）</p> <p>第 24 条 （現行のとおり）</p>	

現行定款	変更案	変更の理由
<p>招集し、議長となる。</p> <p>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、または議長となる。</p>	<p>(現行のとおり)</p>	
<p>(新設)</p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示)</p> <p><u>第 25 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p>会社法施行により株主総会参考書類等のインターネットによる提供が認められたことを踏まえ、規定を新設するものであります。</p>
<p>(決議の方法)</p> <p>第21条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数で行う。</p> <p>商法第 343 条に定める決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</p>	<p>(決議の方法)</p> <p>第 26 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</p>	<p>会社法の条文および用語に合わせて規定を整備するものであります。</p>
<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第22条 株主は、当該株主総会において議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 27 条 株主は、当該株主総会において議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>(現行のとおり)</p>	<p>会社法の条文および用語に合わせて規定を整備するものであります。</p> <p>なお、代理人による議決権行使については従前のとおりといたします。</p>
<p>(議事録)</p> <p>第 23 条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載し、議長および出席した取</p>	<p>(議事録)</p> <p>第 28 条 株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。</p>	<p>会社法の条文および用語に合わせて規定を整備するものであります。</p>

現行定款	変更案	変更の理由
<p>締役がこれに記名押印する。</p>		<p>また、株主総会議事録について電磁的記録による作成を可能とするための規定変更を行うものであります。</p>
<p>(種類株主総会) 第24条 (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第20条、第22条および前条の規定は、種類株主総会について、これを準用する。</p>	<p>(種類株主総会) 第29条 <u>種類株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>会社法第324条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p><u>第23条から第25条まで、第27条および前条の規定は、種類株主総会について、これを準用する。</u></p>	<p>会社法の条文および用語に合わせて規定を整備するものであります。</p>
<p>(員数) 第25条 当社の取締役は、15名以内とする。</p>	<p>(員数) 第30条 (現行のとおり)</p>	
<p>(選任方法) 第26条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u></p> <p>取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>	<p>(選任方法) 第31条 (現行のとおり)</p> <p>取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(現行のとおり)</p>	<p>会社法の条文および用語に合わせて規定を整備するものであります。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(解任方法) 第32条 <u>取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>会社法の条文および用語に合わせて規定を整備するものであります。</p> <p>なお、取締役の解任決議が普通決議とされたことを踏まえ、定足数については、選</p>

現行定款	変更案	変更の理由
		任の場合と同様に 3 分の 1 といたします。
<p>(任 期)</p> <p>第27条 取締役の任期は、<u>就任後 2 年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p>	<p>(任 期)</p> <p>第33条 取締役の任期は、<u>選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会<u>の終結の時</u>までとする。</p>	<p>会社法の条文および用語に合わせて規定を整備するものであります。</p>
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第28条 代表取締役は、取締役会の決議により<u>選任</u>する。</p> <p>取締役会の決議により、取締役社長を定める。</p> <p>取締役会の決議により、取締役会長、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役を定めることができる。</p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第34条 代表取締役は、取締役会の決議により<u>選定</u>する。</p> <p>(現行のとおり)</p> <p>(現行のとおり)</p>	<p>会社法の条文および用語に合わせて規定を整備するものであります。</p>
<p>(取締役社長の職務)</p> <p>第29条 取締役社長は、当会社の業務を統括する。</p>	<p>(取締役社長の職務)</p> <p>第35条 (現行のとおり)</p>	
<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第30条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、または議長となる。</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第36条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>(現行のとおり)</p>	<p>会社法の条文および用語に合わせて規定を整備するものであります。</p>
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第31条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第37条 (現行のとおり)</p> <p>取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>会社法の条文および用語に合わせて規定を整備するものであります。</p>

現行定款	変更案	変更の理由
<p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第32条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、<u>出席した取締役の過半数で行う。</u></p>	<p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第38条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p>	<p>会社法の条文および用語に合わせて規定を整備するものであります。</p>
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第33条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果については、これを<u>議事録に記載し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印する。</u></p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第39条 取締役会の議事録は、<u>法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役および監査役は、これに記名押印し、または電子署名を行う。</u></p>	<p>会社法の条文および用語に合わせて規定を整備するものであります。</p> <p>また、取締役会議事録について電磁的記録による作成を可能とするための規定変更を行うものであります。</p>
<p>(取締役会規程)</p> <p>第34条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p>	<p>(取締役会規程)</p> <p>第40条 (現行のとおり)</p>	
<p>(新設)</p>	<p>(<u>社外取締役との責任限定契約</u>)</p> <p>第41条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の責任について、社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、2,000万円以上であらかじめ定められた額と法令が規定する額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を社外取締役と締結することができる。</u></p>	<p>会社法施行により社外取締役に加えて社外監査役との責任限定契約締結が認められたことを踏まえ、社外取締役および社外監査役(後掲変更案第50条)との間に責任限定契約を締結することができる旨の規定を新設するものであります。</p>
<p>(員数)</p> <p>第35条 当社の監査役は、6名以内とする。</p>	<p>(員数)</p> <p>第42条 (現行のとおり)</p>	
<p>(選任方法)</p> <p>第36条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u></p>	<p>(選任方法)</p> <p>第43条 (現行のとおり)</p> <p>監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>会社法の条文および用語に合わせて規定を整備するものであります。</p>

現行定款	変更案	変更の理由
<p>(任期)</p> <p>第37条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>	<p>(任期)</p> <p>第44条 監査役の任期は、<u>選任後4年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>	<p>会社法の条文および用語に合わせて規定を整備するものであります。</p>
<p>(常勤の監査役)</p> <p>第38条 監査役は、<u>互選により常勤の監査役を定める。</u></p>	<p>(常勤の監査役)</p> <p>第45条 監査役会は、<u>その決議により常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>会社法の条文および用語に合わせて規定を整備するものであります。</p>
<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第39条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</p>	<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第46条 (現行のとおり)</p> <p>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>	<p>会社法の条文および用語に合わせて規定を整備するものであります。</p>
<p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第40条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>監査役の過半数で行う。</u></p>	<p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第47条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>監査役の過半数をもって行う。</u></p>	<p>会社法の条文および用語に合わせて規定を整備するものであります。</p>
<p>(監査役会の議事録)</p> <p>第41条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名押印する。</p>	<p>(監査役会の議事録)</p> <p>第48条 監査役会の議事録は、<u>法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査役は、これに記名押印し、または電子署名を行う。</u></p>	<p>会社法の条文および用語に合わせて規定を整備するものであります。</p> <p>また、監査役会議事録について電磁的記録による作成を可能とするための規定変更を行うものであります。</p>
<p>(監査役会規程)</p> <p>第42条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	<p>(監査役会規程)</p> <p>第49条 (現行のとおり)</p>	
<p>(新設)</p>	<p>(<u>社外監査役との責任限定契約</u>)</p> <p>第50条 当社は、<u>会社法第427条第1</u></p>	<p>会社法施行により社外取</p>

現行定款	変更案	変更の理由
	<p><u>項の規定により、同法第 423 条第 1 項の責任について、社外監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、2,000 万円以上であらかじめ定められた額と法令が規定する額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を社外監査役と締結することができる。</u></p>	<p>締役に加えて社外監査役との責任限定契約締結が認められたことを踏まえ、社外監査役および社外取締役(前掲変更案第 41 条)との間に責任限定契約を締結することができる旨の規定を新設するものであります。</p>
<p>(営業年度) 第43条 当社の営業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。</p>	<p>(事業年度) 第51条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。</p>	<p>会社法の条文および用語に合わせて規定を整備するものであります。</p>
<p>(利益金の処分) 第44条 当社の利益金は、法令に別段の定めある場合を除き、株主総会の決議をもってこれを処分する。</p>	<p>(削除)</p>	<p>会社法の条文および用語に合わせて規定を整備するものであります。</p>
<p>(利益配当金) 第45条 利益配当金は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者および端株原簿に記載または記録された端株主に支払う。</p>	<p>(定時株主総会決議による剰余金の配当) 第 52 条 定時株主総会の決議による剰余金の配当は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者および端株原簿に記載または記録された端株主に対し行う。</p>	<p>会社法の条文および用語に合わせて規定を整備するものであります。</p>
<p>(中間配当) 第 46 条 当社は、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者および端株原簿に記載または記録された端株主に対し、<u>商法第 293 条ノ 5 の規定による金銭の分配(本定款において「中間配当」という。)</u>を行うことができる。</p>	<p>(中間配当) 第 53 条 当社は、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者および端株原簿に記載または記録された端株主に対し、<u>会社法第 454 条第 5 項に定める中間配当</u>を行うことができる。</p>	<p>会社法の条文および用語に合わせて規定を整備するものであります。</p>
<p>(優先株式の転換と配当) 第47条 当社が発行する第二種、第三種および第七種から第十二種までの優先株式の転換により発行された普通株式</p>	<p>(削除)</p>	<p>会社法の条文および用語に合わせて規定を整備するものであります。</p>

現行定款	変更案	変更の理由
<p>およびこれに伴い生じた端株に対する最初の利益配当金または中間配当金は、<u>転換の請求または一斉転換が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。</u></p>		
<p>(配当金の除斥期間) 第48条 <u>利益配当金および中間配当金は、支払開始の日から満5年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</u></p>	<p>(配当金の除斥期間) 第54条 <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満5年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</u></p>	<p>会社法の条文および用語に合わせて規定を整備するものであります。</p>

以上